

奈良県立医科大学附属病院 臨床研究実施方針

附属病院長裁定
令和4年11月28日

奈良県立医科大学附属病院は、奈良県の基幹病院として最高の医学と最善の医療をもって地域の安心と社会の発展に貢献するために、以下の方針に基づいて臨床研究を実施します。

- 1 医学研究の倫理原則であるヘルシンキ宣言を敬重し、法令・指針等を遵守して研究対象者の人権保護を最優先に臨床研究を実施します。
- 2 研究対象者の意思と権利を尊重し、説明を尽くし、同意を得たうえで臨床研究を実施します。
- 3 臨床研究を適正に実施するための体制を整備し、すべての臨床研究を病院長の責任のもと管理及び研究不正の防止に努めます。
- 4 臨床研究にかかわる全職員に対する教育を徹底し、未来の医療を支える研究者及び医療人を育成します。
- 5 地域の医療機関や他大学と連携し、質の高い臨床研究を推進することにより、高度・先進医療の提供に貢献します。